

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日をとる  
の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 被爆者一般疾病医療機関の指定

臨時種畜検査の実施

鶏等の移入の禁止

林業種苗法による生産事業者の登録のまつ消

土地改良事業の認可

公有水面の埋立ての免許の出願

◇ 告 告 危険物取扱者講習の実施

クリーニング師試験の実施

砂利採取業務主任者試験の合格者

## 告 示

### 鳥取県告示第六百八十八号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）

第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとお

り指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十二年九月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日 名 称 所 在 地

昭和五十二年九月一日 田 中 医 院 鳥取市浜坂字下河原の一

### 鳥取県告示第六百八十九号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年九月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

検 査 期 日	検 査 場 所	家畜の種類
第一次 十月二十四日 午前九時から	鳥取市国安 東部家畜市場	肉用中
第二次 十月二十七日 午前九時から	倉吉市大塚 中部家畜市場	"
十月二十四日 午前十時から	米子市吉岡 西部家畜市場	"
十月二十五日 午前十時から	日野郡日野町根雨 根雨家畜市場	"
十月二十五日 午後一時から	"	"
十月二十八日 午前十時から	"	"
十月二十八日 午後一時から	"	"

鳥取県告示第六百九十号

ニューカッスル病予防に関する規則(昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号)第一条の規定に基づき、鶏、あひる、七面鳥若しくはうずら若しくはこれらの死体又はニューカッスル病の病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和五十二年九月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

兵庫県養父郡養父町

鳥取県告示第六百九十一号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の生産事業者の登録をまつ消したので、次のとおり告示する。

昭和五十二年九月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地	登録のまつ消
百七十六	国森武夫	気高郡鹿野町大字河内	穂の採取並びに幼苗及び苗木の育成	国森武夫 苗畑	気高郡鹿野町大字河内	昭和五十二年三月二十二日

鳥取県告示第六百九十二号

福部村から申請のあつた村営土地改良(宇倍野地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年八月二十六

日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年九月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第六百九十三号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県土木部港湾課、鳥取県倉吉土木出張所及び赤碕町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和五十二年九月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

赤碕港湾管理者

鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三 鳥取市東町一丁目二二〇番地

二 埋立区域

(一) 位置

東伯郡赤碕町大字赤碕字松ヶ谷六一番一地先

(二) 区域

次の①の地点と②の地点及び①の地点と④の地点を直線で結んだ線並びに②、③、④の各地点を順次に結ぶ昭和五十一年秋分の満潮位(DLプラス四〇・四センチメートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域並びに⑤の地点と⑦の地点を直線で結んだ線

並びに⑤、⑥、⑦の各地点を順次に結ぶ昭和五十一年秋分の満潮位(DLプラス四〇・四センチメートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 赤碕港西防波堤燈台(北緯三五度三〇分三二秒東經一三三度三九分三九秒)から二二九度三〇分二六九・〇メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から一七〇度〇〇分四五・〇メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から三一三度三〇分二三・〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から三五〇度〇〇分二六・〇メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から一四六度三〇分五三・五メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から二二八度三〇分七・五メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から一三五度〇〇分八・〇メートルの地点

(三) 面積 四八三・八五平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

東伯郡赤碕町大字赤碕字松ヶ谷六一番一及び同字六一番一地先公有

水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び①の地点と②の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 赤碕港西防波堤燈台(北緯三五度三〇分三二秒東經一三三度三九分三九秒)から二三〇度〇〇分二五・〇メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から一六九度三〇分二〇・〇メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から一四〇度〇〇分四八・〇メートルの地点

- ①の地点 ①の地点から二二〇度三〇分一四・五メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から二七一度〇〇分三三・〇メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から三四九度〇〇分二二・〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から三一三度三〇分一八・〇メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から三五一度〇〇分三七・〇メートルの地点

(三) 面積 二、四四一・七五平方メートル

四 埋立地の用途

ふ頭用地

五 出願年月日

昭和五十二年八月二十六日

公 告

消防法(昭和28年法律第186号)第13条の5の規定により、危険物取扱者講習を次のとおり実施する。

昭和52年9月2日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 講習の日時及び場所

(1) 昭和52年9月26日 午前10時から 鳥取県庁

(2) 昭和52年10月3日 午前10時から 鳥取県中部総合事務所

(3) 昭和52年9月28日 午前10時から 鳥取県西部総合事務所

2 受講手続

(1) 受講申請書の受付期間

昭和52年9月5日から9月16日まで(郵送による場合は、9月16日までの消印のあるものに限る。)

(2) 提出書類

危険物取扱者受講申請書

3 受講手数料及びその納付方法

(1) 受講手数料 1,600円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

4 受講申請書の提出先

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課

5 その他

受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

昭和52年9月2日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の日時

(1) 学科試験

昭和52年10月6日 9時30分から12時まで

(2) 実地試験

昭和52年10月6日 13時30分から

2 試験の場所

(1) 学科試験

鳥取市東町一丁目 鳥取県庁第二庁舎第二会議室

(2) 実地試験

鳥取市吉方温泉一丁目609番地 奥村クリーニング店

3 受験資格

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者

(2) クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和30年法律第154号)

附則第5項の規定により学校教育法第47条に規定する者とみなされる者

4 試験科目

(1) 衛生法規に関する知識

(2) 公衆衛生に関する知識

(3) 洗たく物の処理に関する知識及び技能

5 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書(別記様式による。)

イ 履歴書

ウ 写真(手札形で、出願前6箇月以内に正面脱帽で写したものとし、

裏面に氏名及び生年月日を記入すること。) )

エ 受験資格を有することを証明する書類

(2) 受験願書提出先

ア 鳥取県内に住所を有する者は、その住所地在管轄する保健所

イ 鳥取県外に住所を有する者は、(〒680) 鳥取市東町一丁目220番

地鳥取県衛生環境部衛生課

(3) 受験願書提出期間

昭和52年9月10日から昭和52年9月24日まで。ただし、郵送の場合  
は、昭和52年9月22日までの消印があれば有効とする。

6. 受験手数料及びその納入方法

(1) 受験手数料 3,000円

(2) 納入方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付け  
ること。この場合、消印しないこと。

7 その他

(1) 受験通知書は、直接本人あて送付する。

(2) 受験者は、実地試験用として、アイロン仕上げのできる長そでのワ  
イシャツ(綿の混入率が35パーセント以上であるものに限る。)を1  
枚持参すること。

別記様式

クリーニング師試験受験願書

収入証紙  
はり付け欄

鳥取県知事 平林鴻三殿

昭和 年 月 日

本 籍

住 所

郵便番号 □□□□-□□

氏 名

年 月 日生

クリーニング業法第7条の規定により、クリーニング師試験を受験した  
いたので、関係書類を添えてお願いします。

昭和52年7月30日に実施した砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和52年9月2日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- |    |    |    |    |       |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|-------|----|----|----|----|----|
| 足立 | 義明 | 野津 | 正成 | 松本    | 奎一 | 景山 | 昂良 | 山本 | 泰弘 |
| 渡部 | 博夫 | 竹村 | 文明 | 逢坂喜代政 |    | 本池 | 寿昭 | 塗信 | 俊一 |
| 内田 | 修  |    |    |       |    |    |    |    |    |

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。】